



近 税 な に わ

発行所 近畿税理士会浪速支部
 発行人 支部長 原 仁 司
 編集人 広報委員長 鈴木 義 教

〒556-0011 大阪市浪速区難波中3-14-12
 浪速区産業会館3階
 TEL (06) 6556 - 6965
 FAX (06) 6556 - 6975



大阪木津卸売市場



通天閣



今宮戎神社



近畿税理士界令和3年11月号



ビリケン



ジャンジャン横丁



難波八阪神社

目 次

新年のご挨拶……………原 仁司 (2)	本会だより……………榮村 聡二 (10)
新年のご挨拶……………雲田 泰弘 (3)	追悼文
謹賀新年……………支部役員一同 (3)	宮脇帝二会員を偲んで……………岩崎 勇作 (11)
今年は寅年当たり年…………… (4)	俳壇…………… (11)
支部厚生事業に参加して！	新入会員ご紹介…………… (12)
支部ゴルフ優勝記……………竹田平八郎 (7)	委員会だより…………… (13)
同好会だより	税務署だより…………… (16)
海釣り……………猿木 大河 (8)	PHOTO…………… (28)
会員情報…………… (8)	編集後記…………… (28)
青年部だより……………藤本伸太郎 (9)	



新年のご挨拶

支部長 原 仁司

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方に於かれましては、長引くコロナ禍の折、既にワクチン接種も済まされ、日々ご健勝にて乗り越えられ新年をお迎えになられている事とご拝察し、謹んでお慶びを申し上げます。

支部と致しましても、コロナ禍の状況下で引続き支部運営並びに各種事業活動が平素の様に実行出来ず、会員皆様には大変ご不便をお掛けしております処、今後も可能な限り円滑に遂行出来るよう執行部一同心掛けて参りますので、尚一層深いご理解と格段のご協力・ご支援を賜ります様、改めて宜しくお願い申し上げます。

まずは、令和3年昨今のコロナの状況について海外も含めデルタ株に関しては、一旦ワクチン接種率に比例する様にコロナ感染者が徐々に減少し始め、各国でも種々緩和の兆しがあるものの未だ終息には至らず再び感染拡大の懸念がある中、奇しくもアフリカ諸国で新種オミクロン株が発見され再び各国に猛威を振るう懸念もあり、我が国を含めブースター接種や今後の水際対策が社会経済対策にも喫緊の課題となりそうです。

又、呼応するように株価が急落するなど未だ未だ経済界には厳しい状況が続きますが、FRBが引続きパウエル議長続投による金利政策に落ち着く為、多少株価も回復したものの、我が国にとっては円安の影響始め気掛かりな点が山積しそうではあります。

更にコロナ禍での経済回復の施策に並行してSDGsの遂行も課題であり、先日は脱炭素社会を目指し開催されたCOP26は主要国の思惑もあり現状厳しい報告に留まってしまいました。

処で、肝煎りで開催された東京オリンピック・パラリンピックはなんとか感染拡大迄には至らず無事閉幕を迎えましたが、次の北京や世界に向けて今後のwithコロナでのチャレンジを提案出来たのでしょうか。

我が国も政権交代で岸田内閣が誕生し、「成長と分配」の新しい資本主義を提唱し国民に寄り添った政治として、手始めに医療関係従事者始め賃金UPや若年層等並びに所得制限付きの金銭配布や補助金・給付金再交付等掲げていますが、国債多大発行のバラマキとも思える施策は少し前に提唱されたMMT（現代貨幣理論）思考の影響も多少なりともあるのでしょうか…確かに自国で貨幣発行可能な諸国に国の倒産はあり得ませんが、将

来の世代に税金の負担や負荷が掛かるのは必至に思えてなりません。

さて、会員先生方に於かれましては、未だ刻一刻と変化する状況に対応する日々でご苦労・ご心労でご多忙の事とご推察申し上げます。

ここで浪速支部活動の経緯と致しましては、支部主要行事や署支部懇談会始め、税に関する作文の表彰・披露や税を考える週間等、コロナ禍で中止や延期等制限を強いられる中、可能な限り開催し、租税教室では昨年も開催出来た小・中学校に従事戴き、租税教育の推進並びに税の啓蒙活動の一環としての身近な税への取組みへの一層の充実を、制限の中、図れたものと存じます。

又、研修会に関しては中々開催出来なかった会場での開催やZOOMによる開催も模索して参ります。

そこで、本年1月14日開催予定の支部賀詞交換会において、支部研修として浪速税務署より講師をお招きし、確定申告等の留意点並びに綱紀監察及び令和5年10月1日開始の消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要や疑問点のQ&Aの研修を開催する予定です。

加えて所得税の確定申告期を迎えるにあたり、今回も支部間応援はありませんが、納税協会並びに商工会議所主催による決算・申告相談（協議派遣事業）並びに支部事務局を開催会場とする所得税確定申告無料相談会（独自事業）等に付きましては、前回同様日程等縮小し予約制で従事を願っています。

但し、コロナ感染状況に応じては中止も視野に入れ判断致します事を、ご容赦頂たく存じます。

更に、再順延しております浪速支部40周年に付きましては、記念式典は断念し、引続き実行委員会を中心に実現可能な記念事業等を模索し実施に向け運営して参ります。

結びにあたり、会員皆様方並びに関係各位様が未だ続くコロナ禍を無事に乗り切れ、一刻も早い日常が訪れる日を切に願いながら、会員皆様方のご健勝・ご多幸並びにご事業のご繁栄を心より祈念致しますと共に、浪速税務署様始め関係各位様との長年に亘り培って参りました相互の信頼関係を、今後共変わらず継承戴けますよう改めてお願い申し上げます、冒頭のご挨拶とさせて戴きます。



新年のご挨拶

浪速税務署長 雲田 泰弘

新年、明けましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、近畿税理士会浪速支部の先生方に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は原支部長をはじめ先生方には税務行政の円滑な運営に、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の干支は、「壬寅（みずのえとら）」です。壬（みずのえ）は、妊に通じ陽気を下に妊（はら）むといわれています。また、「寅（とら）」は、十二支の三番目に当たり、ミズに通じ春の草木が生ずるという意味があるそうです。つまり、「壬寅」は、厳しい冬を越えて、芽吹き始め、新しい成長の礎となる年といわれています。正に、社会全体がアフターコロナに向けて成長することを期待するものであります。

ところで、去年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、三度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、感染拡大防止と社会経済活動の両立が厳しい状況となりました。

このような状況の中、浪速税務署におきましては、申告期限の延長、納税の猶予に対応したほか、調査・徴収事務に関しましても感染防止策を徹底した上で実施するなど、例年とは異なる対応を行ってまいりました。

また、近畿税理士会浪速支部におかれましても、支部懇談会の開催延期や、研修会等の支部行事が中止となりましたが、先生方のご尽力により、コロナ禍での会務運営に取り組んでおられ、皆様方の熱心な活動に対しまして心から敬意を表する次第であります。

第であります。

私どもといたしましては、経済活動のグローバル化、ICT化の進展に加えて、コロナ禍への対応など税務行政を取り巻く環境の変化にも試行錯誤を重ね、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、任務である納税者サービスの充実と適正・公平な課税と徴収に努めて参りたいと考えております。

まもなく令和3年分所得税等の確定申告期を迎えます。当署では、昨年に引き続き「梅田スカイビル」で市内10署による「申告書作成会場」を開設することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の実践例を踏まえ、社会的距離の確保など感染症対策を十分に講じた上での運営となります。会場の混雑を緩和するためにも、スマホやパソコンによる自宅等からの申告、加えてダイレクト納付等、非対面のキャッシュレス納付について、周知・広報・相談を行っているところであります。先生方におかれましても、利用拡大に向け、これまで以上のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願いますとともに、近畿税理士会浪速支部の益々のご発展と、会員の先生方はもとよりご家族のご健勝並びにご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

謹賀新年

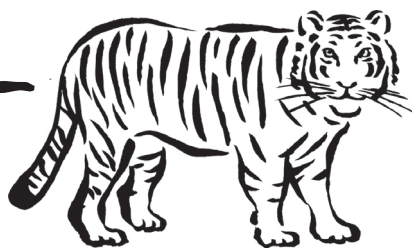
支部役員一同

支部長	原 仁 司
副支部長	内 海 次
同	山 口 弘
同	藤 本 伸太郎
同	鈴 木 義 教
同	岩 崎 勇 作
同	猿 木 真紀子
同	古 川 貴 博

幹 事	谷 祐 司
同	野 垣 匡 伸
同	金 本 昌 史
同	檜 垣 孝 司
同	宮 本 幸 恵
同	伊 藤 昌 紘
同	清 水 章 子
同	烏 野 佳 子

幹 事	西 本 毅
同	夫 馬 竜 司
支部監事	東 部 精 一
同	磯 口 光 淳
本会理事	溝 村 隆 夫
	榮 聡 二

今年は **寅** 年 当たり年



6 回目の歳男!

岩崎 勇作

2022 年寅年は、自分でも驚愕の人生 6 度目の歳男。年齢相応にあっちゃこっちゃ要メンテナンスとなってきましたが、身近なところにまだまだお元気な先輩先生が多くいらっしゃるの、勇気づけられます。昨今のデジタル化には充分な対応はできませんが、経験値の活きる部分では、それなりの役割を果たせると自負してもう暫く頑張ります。

ふり返れば戦後のベビーブームで生を受け、そののち「団塊の世代」の括りで、常に多くの同世代に揉まれ、小学一年生の授業は二部制（午前の組午後の組で登校）、高校大学入試は受験戦争と呼ばれ、また高度経済成長期に繋がっていった消費動向の中心的役割を果たしてまいりました。古くは“だっこちゃん人形”、“ホッピングやフラフラ”、スキーにボウリングといった多くのブームを巻き起こしてきました。そしてマイカーマイホームと、物質的に豊かになりましたが、その間バブル崩壊やリーマンショックで頭も打ちながら、現在では何かと課題の多い「高齢化社会」の中心にいます。

生産する力は落ちてきますが、消費することと経験を活かしたボランティア活動等で少しでも社会への貢献を果たしつつ、更には健康管理の徹底で国の医療費負担を減らすなど、出来る限りのことをやりたいと考えています。

それにしても、物心ついてからズーとこの業界で育てて戴きました。多くの皆様に対して感謝申し上げます。この先何年現役でやれるかは判りませんが、これからも宜しく願い申し上げます。



6 回目の当たり年を迎えて

中本 眞一

新年あけましておめでとうございます。

4 年ほど前、浪速支部にお世話になり入会のご挨拶をさせていただきました。

あれからもたくさんの税理士業務を行って来て、随分日が経った気がしていますが、6 回目の歳男となるとちょっと次元が違います。

職業人生の大半は公認会計士として過ごしてきましたが、ここ数年は税理士業務のやりがい、身近な生活に密着した仕事の魅力に引っ張られてきました。

昭和 25 年 1 月生まれ、同世代人口密度の高い団塊の世代の最後です。人生の競争に打ち勝つために、専門能力以外にパソコンと語学の習熟に務めました。幾つになってもパソコン、スマホの使いこなしは必須で、それがなければ日常生活がかなり制約されます。コロナ禍でその思いが強くなりました。

数字やお金を扱う仕事をしていると頭もしっかりするし、暇を見つけて旅行や山登りすれば（低山ですが）、足腰が鍛えられます。

ここ数年は、良い音を求めて音響機器に凝ったり、録音の優れた音楽 CD を買い漁ったりしています。今、日経新聞に連載の遣唐使を扱った「ふりさけみれば」を読んでは、吉備真備や井真成に興味を持ち、仕事の合間を見つけて井真成の生誕地と言われている藤井寺市の葛井寺を参拝しました。また遣唐使への興味から、中国正史に描かれた日本「倭国伝」を読んでいます。

この年齢になると、年賀状の枚数も少なくなってきた、人との接触も減ってきますが、できるだけお付き合いするようにしています。



当たり年を迎えて

岡 正

明けましておめでとうございます。

いつの間にか今年で72歳、6度目の年男を迎えることになりました。自分史を振り返ってみると会計事務所のアルバイトで働き始めたのがこの業界の始まりでした。簿記が分からず日商簿記検定二級、一級と順次受けて合格し、段々と欲が出て来て何とか第29回の税理士試験に合格、昭和55年2月に税理士登録しました。浪速支部に入会して早や42年支部行事を通じて色々な先生方と交流を深め税理士生活を送らせてもらい大変感謝しております。

私は団塊世代の後半で、俗にいう前期高齢者です。60歳を過ぎてからは脊椎管狭窄症になり手術したり、左膝関節症になったり若い頃の身体ではないです。老いを自覚することが増えてきたのもこの頃です。それからは健康の大切さを痛感し健康維持に心がけております。いつまで仕事ができるのか？わかりませんが、新年にあたり日々の日を大切にしたいと思っています。



終活問題

船山 淳

税理士は気力・体力・知力がある限り現役でいられる仕事ですが、平均寿命や健康寿命が延びた現代ではことさら還暦で隠居ということはないかわりに、働き続けることができる間、とりわけ顧問先や社会から必要とされている間は、いくら夜空に「もうやめたいねん！」と叫んでみても働かざるを得ないというデメリットも存在します。

しかしながら、隠居をしないというより、隠居のしようがない現代だからこそ、余生というのか人生のロスタイムをどう過ごすのか、ということを考えねばなりません。

茫漠と川の流れに身をまかせて生きてまいりま

したが、そのような意味からも還暦が自分にとっても節目となりますので、大きな決断をせねばならないと考えています。



トシオンナ

鳥野 佳子

2021年11月のある日

年始の『近税なにわ』の寄稿文を…というご連絡をいただき、ハタと我にかえった
そうか！

寅年48歳になるんだ!! 数ヶ月後には!!

…12年前、こちらのトシオンナ寄稿文を書かせていただいたのは税理士になってすぐの頃

真夜中まで仕事、そこから飲みに行って…(笑
小学生への租税教室の講師の前の晩は緊張して眠れず

結婚もしておらず、車もなく、家も賃貸で、ゴルフのスコアも120がベストだった

この12年で、色々変わった

事務所スタッフも増えて、その半分は税理士

精鋭部隊が揃うホワイトな事務所になった

租税教室の講師も、今やベトナム人留学生にむけて行うコトも！

結婚をして、車も買った、家も買った

ゴルフに関しては、名門廣野ゴルフクラブでのラウンドを経験させていただいた

ゴルフ熱が高じて、シミュレーションゴルフスタジオを経営することになった

ベストスコアも85に

振り返ると、密度の濃い12年だった

次回この寄稿文の依頼がくるかもしれないのは『還暦』を迎える時

そこまでの12年は、どんな楽しい日々を過ごすことができるのだろうか？

そのためにも、まずはトシオンナの2022年！

浪速区では、春には、星野リゾートが開業予定

浪速区が、大阪が、日本が、そして私が!!

どんな発展をしていくのか、楽しみな寅年であります!!



いつの間にか4回目

安井 貴生

新年あけましておめでとうございます。

今回の寄稿のご依頼を頂くまで気にもしていませんでしたが、本年で4回目の年男を迎えることになりました。いよいよ50歳の足音が聞こえてきて、いつまでも若いつもりではいられなくなってきました。3回目の当たり年はまだ税理士試験の受験中で、あと1科目の壁に苦しめられていましたので、4回目にしてようやく税理士として当たり年を迎えることが出来たのは良かったのかなと思います。4回目の当たり年ともなると、人生の中間点はもはや過ぎていよいよ復路に入っていますが、今一度自分を見つめ直し、精進して、5回目を迎えるにあたっては頑張った12年だったと思えるようにしたいです。

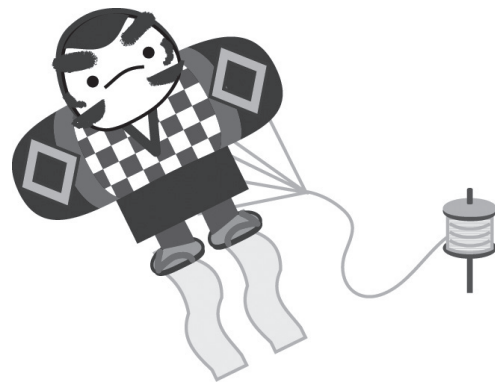
単なるネット情報ですが、寅年の男の特徴だそうです。

- ①正義感が強く、困っている人の為に動く人情がある
- ②恋には盲目的になりやすい
- ③リーダーシップを発揮できる（ただ口がうまいだけ？）

寅年の皆様いかがでしょうか？当てはまりますか？（笑）。

今さら恋に盲目的はいけませんが、人情とリーダーシップがあると特にお客様に思ってもらえるよう進んでいきたいと思います。

最後に寅年の男としては阪神タイガース、今年こそ！！



近畿税理士会浪速支部の皆様へ

次の世代につなげていきたいもの、それは、税理士どうしの助け合い

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、昭和28年の水害以来、突然襲いかかる地震や水害等の自然災害で被災した仲間を助ける弊会独自の制度です。一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、大きな助け合いの輪となっています。近税グループ保険と共に、皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長
江本 英仁（関東信越税理士会 会長）



1月下旬にお届けする
共済会からのお知らせも
是非ご覧ください

**税理士団体保障
おしどり保障
個人年金**

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会



電話 (03)5740-0321 FAX (03)5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

支部厚生事業に参加して!



支部ゴルフ優勝記

竹 田 平八郎

昨年9月に開催された支部ゴルフ大会において、記憶の限りでは初優勝をさせて頂いた竹田でございます。幹事様には大変お世話になり有難うございました。

さて私事ではありますが、私も今年65歳となることから事務所においては昨年6月の社員総会にて代表を退き、相談役社員税理士という肩書に変更となりました。開業以来、昨年4月の弊社決算でちょうど30年の節目となり後進の税理士も皆一人前に育ってくれた為、安心して決断することが出来ました。一般的な税理士からすれば少し早い年齢かとも感じますが、自分なりに全速力で駆け抜けてきたこの30年は1ミリも悔いのない税理士人生でした。

そんな事情で少し肩の荷が降りたこともあり、お誘いをすべて受けていたら昨秋の9月だけで4回もラウンドすることになりました。ゴルフというのは前回の良い感触が残っている内に次のラウンドに臨めば、1ホール目からそれなりのショット

が出来るものなのですね。中谷顧問がいつもお上手なことにも大変納得が이었습니다。

私も支部ゴルフの翌週に開催された顧問先主催のゴルフコンペにおいてもまたOB2連発にもかかわらず準優勝という結果を出すことができ、商品のお肉セットを頂戴して帰って参りました。そのような訳で、今年の6月からは非常勤相談役として少し休みも増やし遠征ゴルフなども画策している私ですので、今後とも宜しくお付き合いの程お願い申し上げます。



関与先様の不動産案件をご紹介ください。

案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

〔取扱種目〕	売却・購入の仲介	事業用収益物件	〔各種資料が好評です〕	〔物件調査報告書〕 買収報告書	〔売買価格査定書〕 価格・期間・利益算出表	〔財産評価サポート〕 評価区分 貸家 自宅 貸家 45% 駐車場 道路 かけ地割合図 評価明細書資料の提供
	相続不動産の対策	事業承継・M&A		マル秘にて物件調査報告書を作成	あらゆる不動産の売買時価の査定	
	有効活用	財産評価サポート				

税理士先生のご紹介案件のみを取り扱う税理士業界専門の不動産会社



税理士協同組合指定会社
株式会社 日税不動産情報センター

税理士界一筋おかげさまで40年

大阪支店

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11階

TEL 06-6949-4664 FAX 06-6949-4661



同 好 会 だ よ り

海釣り

猿木 大河



開明高校を卒業し激動の大学受験が終わったため、久しぶりに海釣りに参加しました。昨年の夏休みに石川県の合宿で免許を取ったので、ペーパードライバーの母を助手席に乗せて僕が運転して行きました。余裕をもって午前4時出発にしようと言っていたものの、

結局出発したのは4時半で、決していい出だしとは言えませんでした。そして現地の集合時間が午前6時だったのですが、午前5時40分頃に大問題が発生しました。高速道路をのんびり運転していると、周りを走っていた車が、直進する僕を横目に突然左の分岐に入りました。僕の2か月の運転経験によると、だいたいこういう時は高速の分岐を間違えて進んでいるのです。案の定ナビが古かったため、ナビに頼っていた僕は重要な分岐



を間違えていました。ナビは道路のない空中を飛びながらバグり、途中で出口もなかったために高速の最後まで乗ることにな

り、集合時間に間に合わないと感じた僕と母は、このまま帰るという選択肢も頭に浮かんできました。しかしすぐに間違えて来た道に戻り、何とか船の出港の時間には間に合うことができ、釣りの前からかなりの達成感を味わうことができました。

海上釣り堀に到着し、原ちゃんに棚合わせをしてもらい、渋谷先生にもらった針とエサで釣りを始めました。釣りが始まって30分くらいのことで、さっそく爆釣れブームがきました。釣れるポジションに入れてもらい、このブームで鯛とシマアジを合わせて三匹ほど釣りました。僕は晩御飯を鍋に決めていたので、魚が釣れたことで野菜鍋を避けることができ、大変安心しました。しかしここからほとんど釣れなくなり、釣り竿は垂らしておくだけの時間が始まりました。この暇な時間にするための大学の課題を持ってくればよかったとかなり思いました。そしておよそ一時間半後、動きがありました。僕と原ちゃんのどちらの竿も重かったのです。そして僕は鯛を釣ったのです。原ちゃんは針が引っ掛かっただけのようで地球を釣っていました。この鯛が最後の魚になり、あとは昼寝とおいしい弁当を楽しみ、帰りました。家に帰ると魚臭い服のまますぐに気持ちよく昼寝をしました。

今回この釣りに参加して、高速道路のハプニングもありましたが、普段しない釣りを楽しむことができました。ただ、今回は数年前参加した時より圧倒的に釣れる魚の量が少なく、また場所によって偏りが激しいと思いました。しかし、これからも予定が合えば積極的に参加したいです。もう分岐は間違えません。



会 員 情 報

【新入会】 ようこそ浪速支部へ

中平 浩史 会員
西支部より
清水 和也 会員
入会
前田 幸勇 会員
入会

【転出】 お世話になりました

新名 貴則 会員 北支部へ

【弔 事】 謹んでお悔やみ申し上げます

宮脇 帝二 会員 (令和3年9月29日)
山田 千秋 会員 (令和3年11月29日)

青年部だより



青年部長
藤本 伸太郎

新年あけましておめでとうございます。日頃は青年部活動にご理解・ご協力・ご支援を賜り、浪速支部会員先生に於かれましては、青年部一同心より御礼申し上げます。

さて、令和3年9月16日に開催されました第26回定期総会におきまして、役員改選を含むすべての議案に承認をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により青年部活動は全く実施できていませんが、できるだけ可能な限り青年部らしい企画を提案・実施出来ればと考えておりますので、何卒応援の程、重ねて宜しくお願い申し上げます。

青年部活動と致しましては、12月1日に機関紙の「なみせいだより第29号」を発刊し、支部会員先生にお届けいたしました。12月14日に道頓堀ホテルにて研修会後に、久々となる意見交換会を無事に開催することができました。今年はトラ（虎）年ということで過去にトラわれず青年部らしい青年部しかできない事にどんどんトライしていこうと思いますので、青年部活動に対しまして一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



いつでもどこでも会計事務所

テレワーク導入支援



突然の在宅勤務に

リモート接続VPNサービス

現在の環境はそのまま！
高度なセキュリティで情報漏えい対策も万全

顧問先の証憑書類をデジタル化

クラウド管理 for ScanSnap

パソコン要らずで
書類を簡単にクラウド経由で送信

原票モバイル

スマホで書類を送信！
AI/音声入力搭載の業務効率化ウェブアプリ



日本ICS株式会社

大阪本社 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 6-3-31 うえほんまちハイタウン11F TEL 06(6773)3881
東京本社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック橋本ビル 14F TEL 03(5909)3838

お問い合わせは電話でも受け付けております。お気軽にご相談ください。

0120-451-446

受付時間 [9:00~12:00 / 13:00~17:30] (土・日・祝日及び弊社休業日も除きます)

<https://www.ics.co.jp/> **日本ICS** 検索

本 会 だ よ り



本会常務理事・
綱紀監察部長
榮村 聡二

新年明けましておめでとうございます。

浪速支部会員先生におかれましては、平素から本会の会務に対しまして、多大なご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

国税庁より昨年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」はあらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。税理士会においても令和4年通常国会での実現を目指す税理士法改正を要望しており、「デジタル・ICTを前提とした税理士制度への変

革」を柱に経済・社会状況の変化に対応すべく進めています。

日々の業務においてもデジタル化は急速に進んでいることが実感でき、私たち税理士はこれに乗り遅れることなく、むしろ先陣をきってクライアントを指導していく立場であると考えています。税理士制度が社会からより信頼されるように、私も構成員の一人として、少しでも貢献できるよう自身の役割を果たしていく所存です。そのなかで、支部の皆様にとって役立つ情報があれば、できる限りお伝えしていきたいと思っています。

結びにあたり、会員先生方にとって、実りある充実した年になることを心より祈念申し上げます。



会計事務所向けシステムなら

MJS

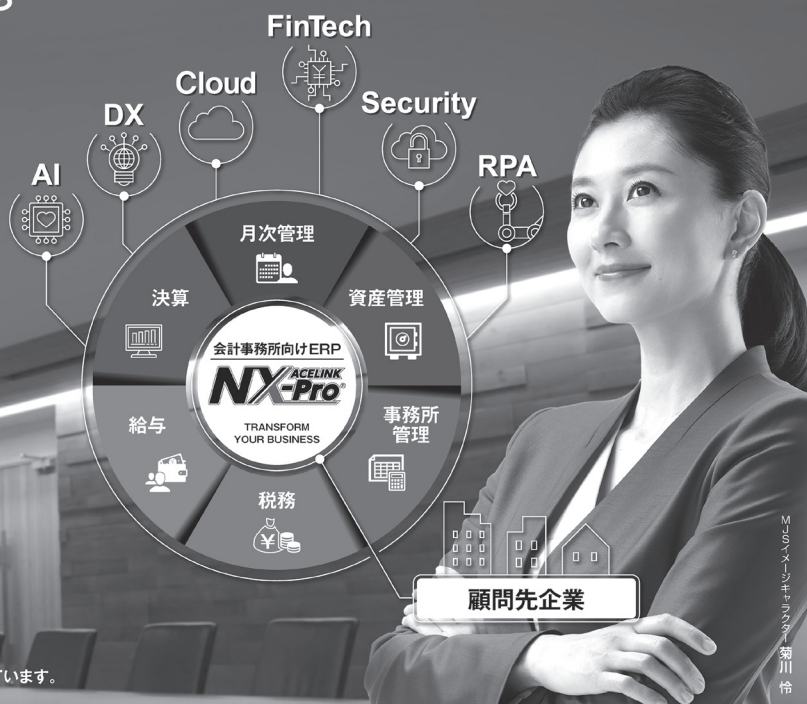
ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業との関係をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

大阪支社

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F
TEL.06-6311-3690



追 悼 文

宮脇帝二会員を偲んで

岩 崎 勇 作

あと1日で「緊急事態宣言」解除となる令和3年9月29日夕刻に訃報が入ってきました。

コロナ下でお顔を見る機会が少なくなっていますが、電話で6月には研修副委員長留任のお願いやら近況報告やらで、いつもと変わらない明るく元気な声を聞かせてくれていただけに、まさかの思いで言葉も出ませんでした。故人とは単なる”大学の先輩後輩”という関係だけでなく同じクラブに所属し、しかも幹事長を経験していました。部活のための資金集めダンスパーティ開催の苦労や合宿の思い出など共通の話題は尽きませんでした。もっともっと話をしておいたら良かったと悔やまれます。また故人は地元富田林にお

いて<JC><ロータリアン>として中心的な役割を果たすとともに、浪速納税協会や税理士会浪速支部においても長年幹事と研修委員会副委員長の責務を全うして戴きました。

少しどころか数十年早過ぎる旅立ちです。お疲れ様でした。どうぞ安らかにやすみ下さい。



俳 壇

あらたまの

あれこれと省いてをりし年用意
早二年ウイズコロナや明けの春

岡 正

正月や泥大島で過ごしたる
年賀状健在たりしくせ字かな

篠田 格

大空に飛び立つ小鳩初みくじ
初御空は白雲差して明けにけり

檜垣 典仁

初暦祈りを込めて一枚目
冬銀河ジンのグラスは透きとおり

岩橋 一好

子鹿連れ列は乱れて暮れの秋
柏手の思い思いに冬うらら

辻本 友明

初霞フォッサマグナといふ仮寓
篝火の爆ぜて神慮ぞ今朝の春

大野 裕康



新入会員ご紹介



し みず かず や
清 水 和 也

事務所 浪速区湊町1-3-1
湊町リバープレイス6階
中辻義則税理士事務所
TEL 06-6567-9677

皆様初めまして、このたび令和3年8月に税理士登録をさせていただきました、清水和也と申します。湊町リバープレイスにて開設しております中辻義則先生の事務所の所属税理士として、税務業務をスタートしたところです。

これまでは、中堅監査法人において、公認会計士として主に監査業務に従事しておりました。監査業務は十分に堪能しましたので、もう少しクライアントに近い立場で、クライアントに喜んでいただける仕事をしようと思い、税務の業界にも飛

び込んでまいりました。税務を通じて社会のお役に立てるよう、微力ながら一生懸命に働こうと思っております。

あいにくコロナ禍のため、近畿税理士会や浪速支部の活動等には参加の機会がありませんが、過去の会報からも諸先輩方の和気あいあいとした雰囲気伝わってきます。また今後、皆様にお会いできる機会を楽しみにしております。

税務はもちろんのこと何かと力不足にて、浪速支部の皆様にもいろいろ教えていただきたく思います。ご指導・ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIICHI KANGYO 大同生命保険株式会社

近畿税理士共済南支社/大阪府大阪市中央区難波2-2-3(御堂筋グランドビル10F)
TEL 06-6213-5901

T&D
T&D保険グループ

委員会だより

支部行事報告
(令和3年8月～令和3年12月)

総務委員会

●会員数 (R3.12.1現在)

正会員	111名
税理士法人	7社
準会員	9名

●総務委員会

開催なし

●正副支部長会

R3.11.9 浪速支部事務局

●署・支部懇談会

R3.11.9 浪速税務署

●支部役員会

開催なし

●支部長会

R3.11.10 WEB会議

●本会と支部役員との連絡会議

開催なし

●支部役員と顧問・相談役との懇談会

開催なし

●第三支部連合会

R3.10.27 シェラトン都ホテル大阪

●夏季総会

R3.8.5 中止

●浪速区民まつり

開催なし

●日本政策金融公庫との意見交換会

開催なし

●税を考える週間行事

R3.11.18 納税表彰式 中止

●浪速区租税教育推進協議会主催による税に関する作文表彰

支部長表彰 木津中学校3年 西端想来

●名札(浪速税務署玄関前)

〈新調4枚〉

中平浩史・清水和也・前田成弘・前田幸勇

〈取外し3枚〉

前田成弘・宮脇帝二・新名貴則

経理委員会

平素は支部会費納入につきまして、支部会員並びに準会員先生方のご協力に心より感謝申し上げます。

支部規約第45条に基づき、事業年度の中途における特例として、新しく当支部に所属された会員につきましては、所属された日の属する月から会費を徴収させていただき、転出された(退会者を含む)会員につきましては、転出された日の属する月から会費の返金を行っております。

令和3年11月17日をもって、令和3年度会費の入金(中途入会者を除く)が完了いたしました。

今後共よろしく願いいたします。

業務対策委員会

●令和3年度第1回書面添付制度支部担当者会議

R3.10.1 WEB会議

出席者：藤本伸太郎

●令和3年度第2回書面添付制度支部担当者会議

R3.12.17 WEB会議

出席者：藤本伸太郎

情報化対策委員会

●税理士用電子証明書

第四世代電子証明書(黒色のICカード)は、令和3年12月31日に有効期限を迎えました。これからは、新しい第五世代の税理士用電子証明書(有効期間：令和8年3月まで)をご使用ください。

●本会からの電子メール配信

本会からの電子メールで、税務や研修についての最新情報を受け取ることができます。本会の会員専用HPから、電子メールアドレスの登録をお願いします。

●電子帳簿保存法の改正

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、いわゆる「電子帳簿保存法」の改正等が行われ、令和4年1月1日に施行されました。

帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされています。具体的な改正内容について、国税庁のHPなどでご確認ください。

研修委員会

研修委員会からのお知らせとお願い。

去る10月1日に＜緊急事態宣言＞は解除され、ワクチン接種率も相当高くなり、感染者数も大幅に減少しましたが(11月末時点)、“会場参加型”による研修会の開催には慎重な対応を継続しています。引き続き認定研修受講には、日税連や近畿税理士会主催のパーソナルライブ研修やDVD研修などオンデマンドによる受講をお願い致します。

そんな中ではありますが、感染対策基準をクリアしている環境と認められた場所での研修会を下記の予定で開催させていただきます。奮ってご参加下さい。

(ただし感染が急激に拡大した場合には、中止させて戴きますのであらかじめご了承ください申し上げます。)

I 活動予定

・支部認定研修

日 時 令和4年1月14日
14時半～16時半

場 所 ホテルモントレグラスミア大阪

テーマ 「綱紀監察事例紹介」
「令和3年度確定申告における留意点」

講 師 浪速税務署 担当官 様

・大阪府第三支部連研修

日 時 令和4年4月21日
14時～16時半

場 所 クレオ大阪

講 師 慶応大学教授 岸 博行 先生
(3月末頃に改めてご案内させて頂いて戴きます。)

II 委員会

①本会研修担当者会議

日 時 令和3年10月12日
14時～

場 所 リモート会議 伊藤昌紘事務所

テーマ 「本会の研修会実施に係る取り組み」
「支部研修会実施にあたっての留意点」

参加者 伊藤昌紘研修副委員長

②第三支部連研修担当者会議

日 時 令和3年10月27日
16時半～19時

場 所 シェラトン都ホテル大阪(感染対策の基準を遵守して開催)

テーマ 「今後の研修活動の予定について」

参加者 2名

③支部研修委員会

日 時 令和3年11月4日
17時半～19時

場 所 551パンチャン

テーマ 「今後の支部研修会開催について」

参加者 7名(感染対策のため2部屋にわかれて実施)

広報委員会

委員会活動

●R3.12.7

場 所 事務局

議 題 令和3年度第2回委員会

「近税なにわ」第63号編集会議

●R4.1.1

「近税なにわ」第63号発行

本会発行の「近畿税理士界」11月号の支部特集に浪速支部を紹介する原稿を提供し、11月10日に発行されました。

租税教育推進委員会

●浪速区租税教育推進協議会の実施する租税教室の講師として会員を派遣

R3.12.1 大阪市立栄小学校

講師 谷 祐司 会員

●R3.10.20 本会の「支部租税教育担当者会議」 1名参加

●R3.11.29 租税教育推進委員会(メール) 「WEB租税教室について他」

厚生委員会

●支部ゴルフ大会

R3.9.14 万壽ゴルフクラブ

参加者 16名

優勝 竹田平八郎 G95 N73.4

2位 東 精一 G90 N75.6

3位 檜垣 典仁 G105 N76.2

●魚釣り大会

R3.11.13 海上釣堀オーパ

参加者 22名

●同好会行事(浪一会)

(第397回) R3.9.14 万壽ゴルフクラブ

参加者 16名

(支部ゴルフ大会と共催)

(第398回) R3.10.15 シプレカントリークラブ

参加者 11名

優勝 東 精一 G81 N73

2位 辻本 友明 G111 N79

3位 山科 和彦 G115 N79

(第399回) R3.11.11 春日台カントリークラブ

参加者 15名

優勝 辻本 友明 G109 N78

2位 中谷 裕之 G97 N79

3位 中野 孝治 G96 N81

(第400回) R3.12.2 天野山カントリークラブ

参加者 12名

優勝 前田 成弘 G99 N74

2位 前田 幸勇 G116 N82.4

3位 原 仁司 G93 N83

歴史ある浪一会の第400回到達を記念する特別大会を来る4月に三重県賢島で開催します。泊りがけで出かけ、近鉄賢島カンツリークラブでプレーする予定です。

●今後の行事予定

・冬季意見交換会

R4.1.14 ホテルモントレグラスミア大阪

確定申告期税務相談実施要領説明会」は、現状では開催の方向で考えておりますが、感染拡大の状況を見極めて中止することもあり得ます。今後お送りします案内にご留意ください。また確定申告に当たっての資料を今回の近税なにわに同封させて頂きましたので、そちらの確認もよろしくお願い致します。

●「税理士による税の相談日」への会員派遣

浪速納税協会主催の税の相談業務に、第2・第4水曜日各1名ずつ延べ11名の会員を派遣し、従事していただいております。

(前田卓也・烏野佳子・安井貴生・櫻井正洋・山本克彦・野口明子・金本昌史・富井瞳・古川貴博各会員)

●「浪速税務署記帳指導」への会員派遣

浪速税務署の行う記帳指導に会員を派遣し、従事いただいております。

(前田卓也・富井瞳・野口明子・谷祐司各会員)

●「簿記教室」への会員派遣

例年実施していた浪速納税協会主催による「簿記教室」ですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して中止としております。

●「テーマ別税法研修会」への会員派遣

例年実施されていた浪速納税協会主催による「テーマ別税法研修会」は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、中止となっております。

税務支援対策委員会

令和3年度の所得税確定申告期が近づいて参りましたが、支部会員の先生方には確定申告相談業務への従事につきまして、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本年も、所得税確定申告期における無料税務相談が実施される予定ですが、前回同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため原則として支部間応援を行わない方針であると、本会から連絡を受けております。また、浪速支部での独自事業についても前回同様、整理券方式を採用することを予定しております。つきましては会員先生方には浪速支部での独自事業として令和4年2月16日・21日・28日の3日間、当事務局において令和3年分所得税確定申告無料相談会に延べ18名の先生方に従事していただくことになりました。

また、納税協会主催の決算・申告相談に16日間・延べ19名、商工会議所主催の申告相談に1日間・2名の先生方に従事して頂くこととなりましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染の拡大次第では、開催の縮小や開催自体の再検討を行う可能性もございますので、今後の動向にご留意ください。

尚、令和4年1月14日開催を予定しております

綱紀監察委員会

我々税理士には、税理士法第1条に規定する税理士の使命及び職責から、高い品位と広く深い学識を保持しなければなりません。また、一方で税理士会には、税理士法において「税理士の品位保持に関する規定」が税理士会の会則の絶対的記載事項とされているところにより、会員の品位保持に関する事業を行い、税理士の義務の遵守の徹底と非違行為の防止を図ることが社会から求められています。

支部は、本会の目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行うことを求められています。

会員先生方には税理士関係法令等に規定される義務規定の再認識の促進及び職業倫理観の向上を図っていただき、会員の適正な業務執行に資することをお願いいたします。

税 務 署 だ よ り

税金(国税・大阪府税・大阪市税)のお支払いは

非対面・非接触!!

「キャッシュレス納付」が 便利 です!

「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない税金の納付方法のことで

これまででは……



役所は5時までだし、
銀行も3時までだから、
忙しくて納付できない
じゃないか!

税金を納めたいけど、
銀行も役所も、近くに
なくて不便だわ、...



窓口に出向くのは、新型
コロナウィルス感染症が心配。

キャッシュレス納付だと……

いつでも!!



夜でも休日でも手続きができるから、
仕事を休まなくても大丈夫!

現金不要で安全!!

自宅からスマホやパソコンで手続き
ができて、現金も不要なので安全!



コロナ禍でも安心!



コロナ禍に、窓口で待つことも
ないから安心!

いろいろあります 「キャッシュレス納付」

ダイレクト納付(ダイレクト方式電子納税)

お手持ちのスマートフォンなどから、e-Tax(イータックス)・eLTAX(エルタックス)を利用して、指定日又は即時に事前に登録した預貯金口座から引き落とされます。

口座振替

あらかじめ決められた日に、事前に登録した預貯金口座から引き落とされます。

インターネットバンキング等による納付

金融機関等が運営するインターネットバンキング、モバイルバンキング又はATM を利用して納付します。

クレジットカード納付

お手持ちのスマートフォンなどから、国税・府税・市税それぞれの「納付専用サイト」から、必要な情報を入力することで、クレジットカード機能を利用して納付します。

スマホアプリを利用した納付

スマホアプリの「〇〇ペイ」を利用して、あらかじめチャージした残高や登録した口座から引き落としで納付します。

※1 キャッシュレス納付では、領収証書の発行は行いません。領収証書が必要な場合は、金融機関や所管の官公庁窓口、コンビニエンスストア等での納税をお願いします。

※2 納付方法によって、利用できる方や税目、納付限度額等が異なりますので、詳細については、案内サイトをご覧いただき、「ご自身に合ったキャッシュレス納付」をぜひご利用ください。



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その **1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その **2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※QRコードが添付された納税証明書は国税庁HPで証明内容を確認できます。

メリット その **3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



1
STEP

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web 版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで
納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法に
ついては、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)に
ついて(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



2
STEP

手数料の納付

e-Tax ソフト(Web 版)のメッセージボックスに配信される案内
から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1 税目 × 1 年度 1 枚あたり 370 円です。



3
STEP

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDF ファイル)がダウンロードできる
ようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニ
エンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の
発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90 日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。

1 国税キャッシュレス納付

納付方法	利用可能税目	事前届出	手数料	案内サイト	特 徴
ダイレクト納付	・全ての国税	必要	不要		・ 利用時の電子証明書不要。 ・ 個人の方は、e-Taxの申請が簡単・便利です。 ・ 複数の口座を登録可能。 ・ 引落日を指定可能（期限内納付のみ）。
口座振替	・所得税 ・消費税（個人）	必要	不要		・ 口座振替依頼書の提出が必要。e-Taxで申請すると、手続きに要する時間を短縮できる。 ・ 登録できる口座は、税目ごとに1口座のみ。 ※ 管轄税務署を変更時は、再手続きが必要。
インターネットバンキング等による電子納付	・全ての国税	不要	※ 金融機関による		・ 「e-Tax利用開始届出書」の提出が必要。 ・ 金融機関とのインターネットバンキング契約が必要。 ※ 金融機関所定の手数料やATMの時間外手数料を要する場合あり。
クレジットカード納付	・全ての国税	不要	必要		・ 事前届出不要で、24時間利用可能。（e-Taxから利用される場合は、時間制限有） ・ 利用限度額1回1,000万円未満かつクレジットカードの決済可能額以下の金額。 ・ 納付税額に応じた決済手数料が必要。
スマホアプリを使用した納付手段（〇〇ペイ）	（詳細は未確定）				・ 令和4年12月導入予定。

※ 納付方法により、納税証明書をすぐに発行できない場合がありますので、早期発行をご希望の場合はあらかじめご確認ください。

2 大阪府税キャッシュレス納付

納付方法	利用可能税目	事前届出	手数料	案内サイト	特 徴
口座振替	・個人事業税	必要	不要		- 書面で口座振替依頼書の提出が必要。 - 定められた納期限の日に、指定した預金口座から引き落としとして納付。 - ゆうちょ銀行(郵便局)は非対応。
クレジットカード納付	・自動車税(種別割)	不要	必要		「大阪府自動車税お支払サイト」から納付。 - 納付書に記載された「納付番号」と「確認番号」が必要。 1件(車両1台)につき330円の手数料を要する。
Pay-easy(ペイジー)	・法人府民税	不要	不要 ※		「Pay-easy」マークが表示された納付書の記載情報を用いて、府が指定する金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付。 - ゆうちょ銀行は非対応。 ※ ATMの時間外手数料を要する場合あり。
au PAY(請求書支払い)	・法人事業税 (特別法人事業税又は 地方法人特別税を含む)	不要	不要		利用限度額は1回当たり25万円。
PayPay請求書払い	・個人事業税 ・不動産取得税 ・自動車税(種別割)	不要	不要		- 専用アプリから、コンビニ対応納付書の「コンビニ収納用バーコード」を読み取り、チャージされた残高から納付。 - 利用限度額は1回当たり30万円。(1日の支払上限50万円以下等の制限あり)
LINE Pay 請求書支払い	・軽油引取税 ・ゴルフ場利用税	不要	不要		- 法人アカウントは利用不可。 - 利用限度額は1回当たり30万円。
PayB(ペイビー)	・府民税利子割 ・府民税配当割 ・府民税株式等譲渡所得割	不要	不要		- 専用アプリから、コンビニ対応納付書の「コンビニ収納用バーコード」を読み取り、アプリに登録した金融機関口座から即時に引き落とし。 - 利用限度額は1日に30万円まで。
楽天銀行 コンビニ支払サービス	・宿泊税	不要	不要		- 法人口座には対応不可。 - 利用限度額は1回当たり30万円。

※ 詳しくは案内サイト(大阪府HP)をご確認ください。

3 大阪市税キャッシュレス納付					
納付方法	利用可能税目	事前届出	手数料	案内サイト	特 徴
口座振替・自動払込	・個人市・府民税 (普通徴収) ・固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) ・固定資産税(償却資産)	必要	不要		・ 定められた納期限の日に、指定した預金口座から引き落としして納付。 ・ 対応金融機関であれば、「Web口座振替受付サービス」から24時間申し込み可能。
クレジットカード納付	・個人市・府民税 (普通徴収) ・個人市・府民税 (特別徴収)	不要	必要 ※		・ 「大阪市税クレジットカード納付サイト」から、クレジットカードやApple Payで納付。 ・ 納付書に印字された「コンビニ収納用バーコード」が必要。 ・ 利用限度額は、納付書1枚当たりの金額が30万円以下。 ※ 納付書1枚当たりの金額が、5,000円以下は手数料不要。
Pay-easy(ペイジー)	・固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)	不要	不要 ※		・ 「Pay-easy」マークが表示された納付書の情報を入力して、市が指定する金融機関のATMやインターネットバンキング等から納付。 ※ ATMの時間外手数料を要する場合あり。
au PAY(請求書支払い)	・固定資産税(償却資産) ・軽自動車税(種別割)	不要	不要		・ 専用アプリから、コンビニ対応納付書の「コンビニ収納用バーコード」を読み取り、チャージされた残高から納付。
PayPay請求書払い	・法人市民税 ・事業所税	不要	不要		
LINE Pay 請求書支払い	・市たばこ税	不要	不要		・ 専用アプリから、コンビニ対応納付書の「コンビニ収納用バーコード」を読み取り、ゆうちょ銀行の口座から即時に引き落とし。 ・ 専用アプリから、コンビニ対応納付書の「コンビニ収納用バーコード」を読み取り、登録した金融機関の口座から即時に引き落とし。 ・ 専用アプリから、コンビニ対応納付書の「コンビニ収納用バーコード」を読み取り、楽天銀行の口座から即時に引き落とし。
ゆうちょPay(銀行Pay)	・入湯税 (注)	不要	不要		
リアルタイム口座引落し サービス PayB(ペイビー)	ただし、Pay-easy (ペイジー) マークが印刷されていない納付書又は「コンビニ収納用バーコード」が印刷されていない納付書では利用できません。	不要	不要		
楽天銀行コンビニ支払 サービス (アプリで払込票支払)		不要	不要		

※ 詳しくは案内サイト(大阪市HP)をご確認ください。

4 地方税共通納税システムを利用した電子納税					
納付方法	利用可能税目	事前届出	手数料	案内サイト	特 徴
ダイレクト納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税 (地方法人特別税)	必要	不要		・ 「eL Tax利用開始届出書」の提出が必要 ・ 複数の口座を登録可能 ・ 引き落とし日を指定可能
インターネットバンキングによる納付	・府民税利子割 ・府民税配当割 ・府民税株式等譲渡所得割 ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税 (特別徴収分・退職所得分)	不要	※ 金融機関による		・ 金融機関とのインターネットバンキング契約が必要 ・ ATMから納付可能 ※ 金融機関所定の手数料やATMの時間外手数料を要する場合あり。
メリッ ット	手数料が不要	金融機関窓口等への お出かけ不要	複数の地方公共団体 へ一括して 電子納税が可能	地方公共団体の指定 金融機関以外でも 納税が可能	

※ 詳しくは、eL Tax(地方税ポータルシステム) HPの「地方税共通納税システム」をご確認ください。

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶 予 期 間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる」と認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとりの納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

- 申請書の書き方などについては、「**猶予の申請の手引**」をご覧ください。

「**猶予の申請の手引**」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

確 定 申 告 × マ イ ナ ポ ー タ ル**自動入力対象が拡大** (注 1、2、3)**ふるさと納税****株式の特定口座****住宅ローン控除関係****生命保険****地震保険****医療費** (注 4)**令和 3 年分確定申告から
さらに広がる自動入力！****注 1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。**

注 2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携
特設ページはこちら

注 3 令和 3 年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の
対象になります。



注 4 医療費について、令和 3 年分の確定申告では、令和 3 年 9 月～12 月分の
医療費通知情報（保険診療分）が令和 4 年 2 月上旬にマイナポータルから取得
可能となる予定です（令和 4 年分以降は 1 年間を通じた医療費通知情報（保険
診療分）が取得可能となる予定です。）。

今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1 マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード
の取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの
開設はこちら

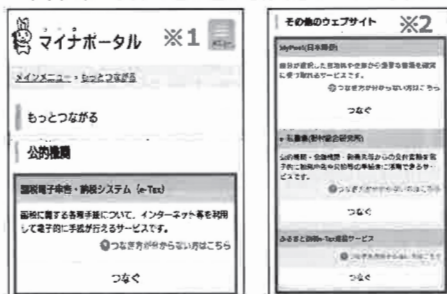


STEP 3 マイナポータルの 「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax(※1)及び
民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ(連携)設定

- ① 証明書等の発行元(例：ふるさと納税のポータル事業者等)がマイナポータル連携に対応していることと、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます(発行元が対応している場合)。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な
証明書等発行元一覧はこちら



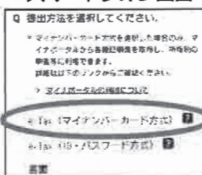
STEP 5 確定申告書等を作成

確定申告

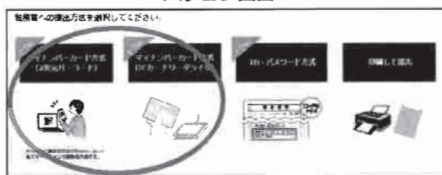


確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

e-Tax 又は電子帳簿保存を行うと

65 万円の青色申告特別控除**が受けられます**

令和 2 年分以後の所得税について、青色申告特別控除の適用要件が改正され、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、これまでの要件に加え、e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うことが必要になりました。

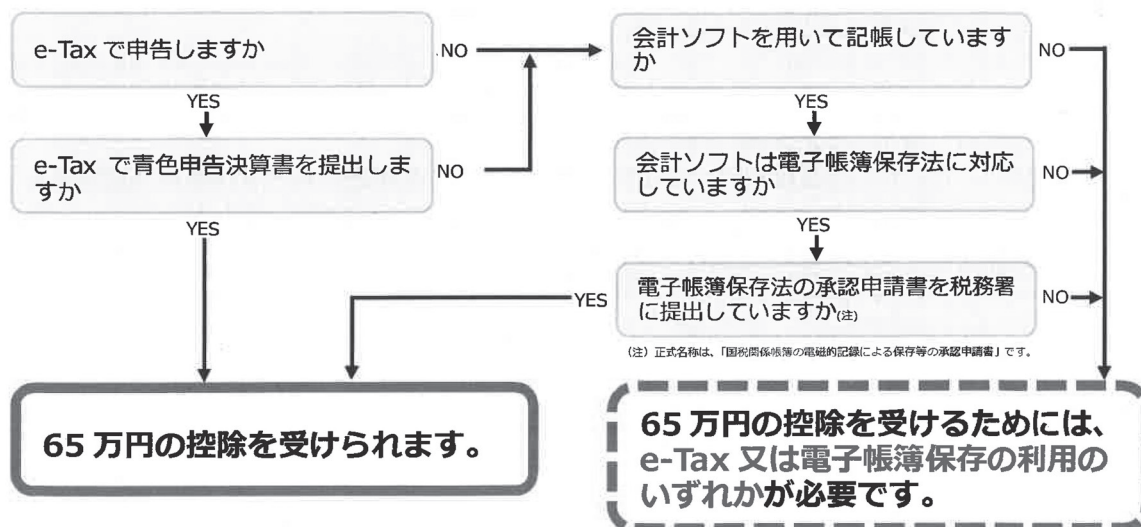
適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記 (正規の 簿記の原則で記帳) 	貸借対照表と 損益計算書を添付 	期限内に申告 (注 1) 	e-Tax で申告 又は電子帳簿保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	—	—	—

注 1 選付申告の場合も翌年 3 月 15 日までに提出が必要です。

注 2 損益計算書の提出は必要です。

記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳のしかたが分からない方、記帳に関する指導を希望される方に対して、日々の記帳方法から申告書の提出まで一貫した指導を行っています。
記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

65 万円の控除を受けられるかチェック！

詳細は裏面をご覧ください！

65 万円の控除を受けるためには…

以下の①又は②のいずれかが必要です。

①e-Tax を利用

65 万円の控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で送信することもできます。

- ※ 1 e-Tax のご利用の流れについては、事前に e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) の「個人でご利用の方」のページでご確認ください。
- ※ 2 税務署のパソコンでは、**青色申告決算書のデータを e-Tax で送信することはできないため、電子帳簿保存を利用している方以外は 65 万円の控除を受けられません。**
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

②電子帳簿保存を利用

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。

65 万円の控除を受けるためには、**その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ※ 1 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ※ 2 この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前までに電子帳簿保存に係る承認申請書を税務署に提出する必要があります。

そのため、**令和 3 年分の所得税確定申告**において 65 万円の控除を受けるためには、**令和 2 年 9 月 30 日までに承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている必要があります。**

(参考) 電子帳簿保存法が改正されました。

令和 3 年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、**令和 4 年 1 月 1 日以後**に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65 万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件 (注) を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、**法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出**することが必要となります。

(注) 優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

- ※ **令和 4 年分の所得税確定申告**から 65 万円の控除を受ける方は、令和 5 年 3 月 15 日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。

詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。

Q e - T a x

検索

Q 国税庁 電子帳簿保存関係

検索

税理士(法人)事務所・関与先繁栄のパートナー!
仕事やプライベートに使って便利な組合員特典!

提携企業をご利用ください!



税理士業務関連

報酬自動支払制度・OA機器・
オフィス家具・印鑑・ゴム印・名刺・
書類溶解処理 など



不動産業務関連

売買・増改築・リフォーム・仲介・
鑑定・評価 など



共済・損害保険関連

小規模企業共済・セーフティ共済・
火災保険・自動車保険・
旅行保険 など



生活関連

宝飾品・衣料品・生活雑貨・
セキュリティ・葬儀請負・
人間ドック・PET検診 など



レクリエーション関連

国内外バックツアー・
温泉旅館宿泊・
観劇チケット など



ゴルフ関連

ゴルフアース保険・ゴルフ会員権売買・
プレー料金の割引



カーライフ関連

カーリース・中古車査定買取・
自動車保険



web販売

書籍・電化製品・筆記用具 など



その他

クレジットカード・ローン・資格取得・
太陽光発電設置工事 など



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 (近畿税理士会館11F) TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800 URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう...

月額**20万円**
まで
掛けることが
できます!

1 加入し、掛金を積み
立てておけば...

回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)

2 「取引先の倒産」と
「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金(必要経費)算入できます。

3 当面の資金繰りに
役立ち、自社と社
員を守れます。



経営者で自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんな
ものがあるのかな...

共同経営者も
加入できます!

1 加入し、掛金を毎月
積み立てておけば...

2 将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金
をお受け取りいただけます。

3 現役引退後の
安心した生活設
計が図れます。

社会保険料控除	⑪
小規模企業共済等掛金控除	⑫
生命保険料控除	⑬
360000	

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)
★60歳以上の経営者の方も加入できます。

制度運営機関:独立行政法人中小企業基盤整備機構

さらに詳しい内容については下記にお問い合わせください

近畿税理士会 全国税理士共栄会 指定代理店
大阪・奈良税理士協同組合
株式会社 日税サービス
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目4番3号ACN天満橋ビル5階
TEL 06-4794-0071 FAX 06-4794-0077

その他取り扱い商品

- 全国税理士共栄会
 - 団体所得補償保険
 - 新・団体医療保険
 - 団体長期障害所得補償保険
 - 経営者保険総合プラン
- その他生損保
 - 生活障害保険・通増定期保険など
 - 各種損害保険

■近畿税理士会

- 団体総合生活保険
- 団体テナント総合保険
- 大阪・奈良税理士協同組合
 - 中小企業退職金共済
 - ゴルフアー保険
 - 集団火災保険
 - 集団自動車保険

PHOTO



ゴルフ大会



釣り大会 風景



租税教室(栄小学校) 谷祐司会員



釣り大会

釣り大会
岩崎会員のお孫さん

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

昨年新型コロナウイルスにより、多くの支部行事が中止、縮小となりました。

第2回緊急事態宣言(2021年1月8日~3月21日)、第3回緊急事態宣言(2021年4月25日~9月30日)と、一年の大半が行動に制限を課され、息の詰まる、緊張の一年であったと思います。

ただ、希望を見出すこともできました。新型コロナウイルスのワクチンを2回接種した人が全人口の70%を超え、日本国内の感染者数は9月中旬以降激減しています。もちろん、新たな変異ウイルス「オ

ミクロン株」の感染拡大リスクも懸念されますが、明るい兆しが見えてきているのではないのでしょうか。

昨年12月に、4月から延期になっていた、租税教室の教壇に立たせて頂きました。マスクをした33人の子供達が、私一人に注目する初めての経験に、とまどいを覚えたのですが、授業をすすめるうちに、コロナ禍前の租税教室実施時と比べると変わらない子供達の元気さに驚くと共に、大人達は必要以上に、内向きになっているのではないかという気持ちになりました。

2022年、まだまだ日常を取り戻すには時間がかかるかもしれませんが、気持ちだけは明るく前向きに、笑顔で過ごすことから始めたいと思います。

(谷 祐司)